

公益社団法人日本材料学会会費規程

(平成 22 年 5 月 22 日總會承認)

第 1 条 公益社団法人日本材料学会会員は、定款第 7 条により会費を納めねばならない。

第 2 条 会費年額は、以下のとおりとする。

正会員	11,000 円
賛助会員	65,000 円 (1 口)
学生会員 A	5,000 円
学生会員 B	3,000 円

名誉会員および永年会員は、会費の納入を必要としない。

第 3 条 会費は、前納するものとする。ただし、届け出により、2 回に分納することができる。

第 4 条 この規程の変更は、社員總會の議決を得て行うものとする。

付則 この規程は、公益社団法人日本材料学会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。